

## 令和4年第6回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和4年8月30日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

### 1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 欠員（1名）

### 4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次 書記 河原典史

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	竹内正
観光商工課長	泉原功	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	岸本晃浩	福祉課長	佐野明子
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	山口勉
建設課長	中村辰也	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレオ文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋
監査委員	河原武教		

### 6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第4 報告第7号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について

- 日程第 5 認定第 1 号 令和 3 年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 2 号 令和 3 年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 4 8 号 若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 9 号 原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5 0 号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 5 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 1 1 議案第 5 2 号 令和 4 年度若狭町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 2 議案第 5 3 号 令和 4 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 5 4 号 令和 4 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 5 5 号 令和 4 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 5 6 号 令和 4 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 7 号 令和 4 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 5 8 号 令和 4 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 5 9 号 令和 4 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 6 0 号 令和 4 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 6 1 号 令和 4 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 6 2 号 令和 4 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 1 号）

(午前 9時19分 開会)

○議長（今井富雄君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました、令和4年第6回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席いただきましたことを心よりお礼を申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、令和3年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定のほか、条例の改正、計画の策定及び令和4年度各会計の補正予算が主なものであります。

慎重な御審議と円滑な議事運営に御協力賜りますことをお願いいたします。

さて、本年は、梅雨明けからの猛暑、前線停滞による豪雨と、それを原因とする全国各地での災害発生など、不安定な気候による事象が続いております。

また、同時に、新型コロナウイルス感染症においては、いまだ一定数の感染例が県内もしくは町内においても発生しており、その収束にめどが立たない状況でございます。

9月に入りましては、本格的な台風シーズンも迎えます。このようなコロナ禍の中においても、災害に対する備えについては、いま一度、御確認いただきたいと思います。

議員各位におかれましては、御自身の健康から、まずは十分に御留意いただき、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和4年第6回若狭町議会定例会を開会いたします。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに、令和4年第6回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、全員の御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年も猛暑が続いておりましたが、朝夕は幾分か過ごしやすくなり、町内各地では、黄金色に実った稲刈りが始まるなど、秋の気配を感じる季節となりました。

去る8月4日から5日の記録的大雨により、南越前町や勝山市を中心に甚大な被害が発生をいたしました。

若狭町におきましては、特に被害の大きかった南越前町に対し、飲料水の提供や職員18名をボランティア派遣し、お見舞金をお届けいたしました。

改めて、被害に遭われました皆様方にお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、8月27日には、北陸自動車道の下り線の通行止めが解除され、生活や医療への影響が緩和され安堵するとともに、高規格道路の重要性を再認識したところです。

8月26日には、東京都立川市で第50回全国消防救助技術大会が開催され、福井県代表として若狭消防上中分署の隊員3名が出場し、ほふく救出の部で入賞を果たしました。災害が多発する中で大変頼もしいニュースであり、引き続き、関係機関連携の下に、台風や災害に備え、住民の皆様への安心安全の確保に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染状況につきましては、人流が増えたお盆による感染拡大はやや落ち着いてきた傾向ですが、小・中学校の授業再開もあり、しばらくは感染者数の高止まりが続くのではないかと危惧しているところです。

福井県が8月28日まで発令している独自の感染拡大警報についても、9月30日まで延長されたところであります。

また、コロナワクチン接種につきましても、医療機関をはじめ関係機関の皆様への御協力を頂きながら、一日も早く4回目接種が完了できるよう、引き続き、全庁体制で取り組んでまいります。

また、長引く新型コロナウイルスの感染拡大に加え、ロシアのウクライナ侵攻や円安により、国内においても物価上昇が続いているところです。

秋以降も物価上昇が予測され、家計や地域経済への影響も心配しているところです。

9月補正予算においては、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金を活用した事業として、保育所、小・中学校の給食に係る賄い材料費の補正や公共交通に係る支援事業等を提案させていただいております。

今後も国・県等の状況を注視しながら迅速に対応してまいりたいと考えております。

さて、町では、今月22日から26日にかけて、「集落ヒアリング」を実施させていただきました。集落の皆様から課題や要望などをお聞かせいただきました。

町といたしましても、集落の方々と直接、対話をさせていただく中で、お互いの信頼関係を深めさせていただくとともに、課題を共有し、課題解決に向けて、スピード感をもって、地域と一丸となって取り組んでまいります。

また、来月には福井県知事への要望が予定されておりますので、町の将来を見据えた「第2次若狭町総合計画（まちづくりプラン）」に基づき、町の発展につながる施策に対して支援が得られるよう強く要望してまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたします案件は、令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告及び決算に基づく資金不足比率の報告、令和3年度一般会計及び各特別会計及び各

企業会計歳入歳出決算の認定のほか、令和4年度の一般会計、特別会計、企業会計の補正予算などの案件をお願いしております。

議員の皆様には、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番、倉谷 明君、5番、増井文雄君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（今井富雄君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの22日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの22日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、令和4年度7月分の結果報告書がお手元に配付のとおり報告されております。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか各担当課長等の出席を求めています。

また、令和3年度各会計の決算審査意見に関する報告を求めするため、河原監査委員の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 報告第6号・日程第4 報告第7号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第3、報告第6号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

て、及び日程第4、報告第7号、令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告についての2件を一括して報告願います。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、報告第6号から報告第7号につきまして御説明を申し上げます。

報告第6号「令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、また、報告第7号「令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について」では、同法第22条第1項の規定により、それぞれ御報告申し上げるものであります。いずれも基準を下回っていることを御報告申し上げます。

○議長（今井富雄君）

ただいまの報告について質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、報告を終わります。

～日程第5 認定第1号・日程第6 認定第2号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第5、認定第1号「令和3年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第6、認定第2号「令和3年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、認定第1号及び認定第2号につきまして、御説明を申し上げます。

認定第1号及び認定第2号は、いずれも令和3年度一般会計をはじめとする各特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものでございます。

これらの内容につきましては、監査委員から決算審査意見書により御報告をいただきますので、詳細につきましては省略をさせていただき、私からは決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号「令和3年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、御説明申し上げます。

令和3年度若狭町一般会計歳入歳出決算でございますが、詳しい決算額及び執行状況につきましては、お配りいたしました決算書を御覧いただきたいと思っております。

一般会計における歳入決算総額は134億7,342万7,000円となりました。歳出決算総額は124億9,417万9,000円となり、歳入歳出の差引きは9億7,924万8,000円となりました。

次に、11会計ある特別会計の決算につきまして申し上げます。

まず、「若狭町国民健康保険特別会計」、「若狭町後期高齢者医療特別会計」、「若狭町直営診療所特別会計」、「若狭町介護保険特別会計」といった町民の皆様の健康に関わる4つの特別会計につきましては、保険料、国庫補助金、県補助金等、法律等で定められた財源をもって事業を推進させていただきました。

次に、「若狭町簡易水道事業特別会計」、「若狭町農業集落排水処理事業特別会計」、「若狭町漁業集落排水処理事業特別会計」、「若狭町公共下水道事業特別会計」といった上下水道関係の4つの特別会計につきましては、適切な維持管理に努め、運営を図ることができたと考えております。

また、「若狭町農業者労働災害共済事業特別会計」では、令和3年度につきましては、農作業中の事故6件に対しまして医療共済金をお支払いいたしました。

「若狭町営住宅等特別会計」では、町営住宅63戸、公営住宅16戸の管理運営を実施し、住宅困窮者やU・Iターン者などへの居住場所の提供を行いました。

最後に、「若狭町土地開発事業特別会計」につきましては、天徳寺及び上瀬の住宅団地を中心に分譲をさせていただいております。

続きまして、認定第2号「令和3年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」、御説明を申し上げます。

初めに、令和3年度若狭町水道事業会計決算につきましては、収益的収入が1億7,822万1,000円、収益的支出が1億5,053万1,000円となり、純利益は2,769万円となりました。

資本的収支では、6,489万3,000円の資金不足が生じ、その不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

次に、令和3年度若狭町工業用水道事業会計決算であります。収益的収入が2,640万円、収益的支出が3,179万6,000円となり、539万6,000円の損失となりました。

資本的収支では、36万6,000円の資金不足を生じ、その不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

最後に、令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算であります。収益的収支の状況は、総収益5億461万6,000円、総費用5億824万4,000円で、当年度純利益は362万8,000円の損失となっております。

資本的収支では、上中診療所空調設備更新工事のほか、診療所の改修工事に係る企業債の償還金として、不足する額3,014万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

以上、認定第1号及び認定第2号につきましての御説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、上程中の2議案について、監査委員の意見を求めます。

若狭町監査委員、河原武教君。

○監査委員（河原武教君）

それでは、議長のお許しを頂きましたので、令和3年度会計決算審査における私の所見を申し上げます。

ただいま上程されました、認定第1号及び認定第2号の令和3年度若狭町一般会計及び国民健康保険特別会計など11の特別会計、並びに水道事業会計など3つの企業会計の決算につきまして、議会選出の島津監査委員と6月から8月にかけて慎重に審査をさせていただき、お手元に配付のとおり、意見書を町長に提出いたしました。

なお、財政の健全化判断比率の意見につきましては、既に報告されておりますので、省略をさせていただきます。

決算審査に当たりましては、次の事項に主眼を置いて審査を行いました。

一つ目に、予算が適正に執行され、効率的な財政運営が行われているか。

二つ目に、財務に関する事務が適正に処理され、財産は適切に維持管理されているか。

三つ目に、これらが町民福祉の向上に寄与しているかという点であります。

この点を確認するため、決算関係諸帳簿、その他必要資料の提出を求め、関係者の説明を聴取して、慎重に審査を行った次第であります。

ここで、審査概要の一端を申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額は134億7,342万7,000円、歳出総額は124億9,417万9,000円となっており、前年度と比べますと、歳入で



は1億2,485万3,000円、0.9%の減少、歳出では3億9,358万7,000円、3.1%の減少となっております。

これは、令和2年度に実施された新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急経済対策で、一人当たり10万円の支給がされました「特別定額給付金事業」が令和3年度はなく、その分の国庫支出金もありませんでした。

その一方で、嶺南鉄道整備促進基金の原資である嶺南快速鉄道基金の返還金があり、それを活用した公共交通活性化基金の設置や三方地域におけるケーブルネットワーク更新事業などの大きな事業が、令和3年度で実施されました。よって、歳入、歳出ともに、前年度と比較し、小幅な減少にとどまった要因だと考えられます。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は9億7,924万8,000円となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源4,575万4,000円を除いた実質収支は9億3,349万4,000円の黒字、また、実質単年度収支においても6億5,940万7,000円の黒字であります。

次に、財政運営の状況であります。財政力指数は0.328であり、収入財源の69.6%が地方交付税や国や県の支出金、町債などに依存した内容となっております。

また、令和3年度の実質公債費比率は14.8%で、前年度と比較すると、0.5ポイント低くなっており、地方債許可団体に移行する目安とされる基準値18%以内となっております。

次に、財政の弾力性を示す総合的な指標であります経常収支比率は83.5%と、前年度と比較すると4.1ポイント低くなっておりますが、依然として財政の硬直化の傾向がうかがえます。

地方交付税等の依存財源を主とする財政構造であるため、今後においても、各指数の変動を念頭に置き、将来の財政を見据え、歳出抑制の強化を図るとともに、歳入の確保に最大限の努力をされることを強く要望するものであります。

それでは、歳入と歳出の状況について御報告させていただきますが、以下につきましては、金額を万円単位で述べさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、歳入の状況であります。収入済額が134億7,342万円であり、調定額に対する収納率は99.86%であります。収入未済額は1,894万円であり、148万円の不納欠損処理を行っております。

歳入については、厳しい財政状況の中において、自主財源の確保を図るとともに、税の公平負担の観点において、滞納実態に応じて、納付相談や分納など、債務者個々の状況に応じた、きめ細かな対応を粘り強く行っていただくとともに、新たな滞納の未然防

止に努められるよう最善の努力をされることを望むものであります。

特に町税においては、新型コロナウイルス感染症拡大による納税の特例猶予制度の終了後、完納できなかったその分が、未納として上積みされておりますので、なお一層の滞納実態の把握と個々の状況に合わせた徴収に努力いただきたいと思っております。

特に長期化した滞納繰越分の徴収は、年月がたつほど困難となることを考慮し、徴収率向上のための効果的な対策について、収納担当部署が関係課との連携を強化するなどして徴収に当たっていただきたいと思っております。

また、不納欠損についても、その処理までに債務者の生活状況や資産状況等を的確に把握し、その状況に応じた適切な対応をしっかりと取った上で処理を進めていただきたいと思っております。

次に、歳出の状況であります。歳出総額は124億9,417万円であり、性質別による決算額では、人件費や物件費、扶助費、補助費等をはじめとする消費的経費は69億5,289万円で、歳出額全体の55.6%を占め、前年度と比較して6.3ポイントの減少となっております。

この主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による臨時特別交付金などによる扶助費が前年度と比較して37%増加したものの、令和2年度に実施された「特別定額給付金事業」が令和3年度にはなく、補助費等が前年度と比較して13億105万円、36.5%減少したことなどによるものであります。

また、投資的経費は18億2,163万円で、歳出額全体の14.6%を占め、前年度と比較すると、3.3ポイントの増加ですが、決算額は前年度と比較し24.8%の大幅な増加となっております。

この主な要因は、ケーブルネットワーク更新事業やレインボーライン山頂・山麓公園整備事業、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業等の実施によるものであります。

公債費その他は37億1,965万円で、歳出額全体の29.8%を占め、前年度と比較して3.0ポイント増加し、決算額も前年度と比較して7.9%の増加となっております。

この主な要因は、公共交通活性化基金の設置によるものであります。

以上、全般では、歳入、歳出のバランスは取れ、実質公債費比率や経常収支比率は前年度と比較して減少しており、その経営努力が見えるものの、今後とも地方交付税など依存財源に頼る財政運営を余儀なくされることから、自主財源の確保に努めつつ、急激な物価高騰や頻発する異常気象等による自然災害、新型コロナウイルス感染症拡大のような突発的かつ長期にわたる事態が発生することも考慮し、慎重に将来を見据えた財政

計画を立て、引き続き、行財政改革プランに沿った計画的な財政運営が進められることを強く要望をします。

次に、基金の状況であります。令和3年度末では、総額が33億3,698万円となっており、基金全体では、前年度末より7億3,517万円、率にして28.3%の大幅な増加となっております。その中で、財政調整基金は、取崩しを行うことなく、新たに2億7,500万円を積み立てたことにより、13億4,922万円の残高となっております。

また、減債基金についても、同様に新たに7,264万円を積み立てたことにより、1億2,420万円の残高となっております。

また、公共交通活性化基金4億6,434万円を新たに設置する一方で、簡易水道事業を水道事業に統合するため、水道事業基金は1億8,888万円全額を取り崩し、廃止しております。

基金全体としては大幅な増加となりましたが、財政調整基金をはじめとする各種基金の今後の取崩しにつきましては、将来の財政運営を考慮して、慎重かつ計画的に行っていただきたいと思っております。

次に、財産の状況であります。町が所有する土地、建物の令和3年度末の財産所有面積は135万平方メートルとなっております。

処分可能な町有財産については、有効活用の推進や定期的な公売、不動産情報の公開等を行うことによって、歳入の確保と管理経費の削減が図れるものと考えられますので、今後も財産の処分を積極的に進めていただくことを要望いたします。

また、有価証券500万円を株式会社クマツグから取得しておりますので、今後、株式会社クマツグの事業の取組み状況等をしっかりと把握していただきたいと思っております。

出資金及び出捐金については、増減はありませんでした。

次に、町債の現在高であります。総額150億1,570万円となっており、前年度と比較し8億4,642万円の減少となっております。これは、元金の償還が借入額を上回ったことによるものであります。

社会資本整備を進めるためには、町債の活用はやむを得ないところですが、将来の財政負担ともなりますので、将来の財政を見通して、計画的な事業実施により発行額を調整し、残高を減らす取組を継続していただくとともに、後年度に普通交付税が措置される起債の活用を原則とするなど、財政負担を、十分に考慮して取り組んでいただきたいと思っております。

以上、一般会計における財政状況の概要を申し上げます。

人口減少と少子高齢化が急速に進む中、長引く新型コロナウイルス感染症の拡大や世界情勢の不安定などに起因する急激な物価高騰が発生し、今後の税収へのさらなる影響が大変心配されます。

さらに、頻発する異常気象による自然災害への対応のほか、今後も扶助費、維持補修費等の消費的経費が増加するものと考えられ、財政運営は、より厳しさを増していくものと思われます。

町民がいつまでも安心して生活できる町を目指して、より強固で弾力性のある財政基盤の構築に努めるとともに、今後ますます多様化かつ増大する行政需要に対して地域の実情や住民の声にしっかりと耳を傾け、効果的な事業の立案と実施を願うものであります。

次に、特別会計について申し上げますと、特別会計は、国民健康保険特別会計をはじめとする11の会計があります。各会計については、それぞれ目的に沿った運営がなされており、おおむね健全でありました。

それぞれの会計について、意見の一端を述べさせていただきます。

国民健康保険特別会計については、歳出において大きな割合を占めている保険給付費について、今後も引き続き、医療費の適正化に向けた特定健診などの健診受診率のさらなる向上を図っていただきたいと思います。

また、国民健康保険加入者の健康に関する各種データを綿密に分析し、効果的な保健指導や健康づくり教室などを開催し、生活習慣病の発症や重症化の予防に努め、心身の健康づくりを推進していただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計については、国民健康保険特別会計と同じく、保険給付が増大していくことが予想されるため、加入者の健康管理や医療機関への適正受診の指導などに努めていただく必要があります。

直営診療所特別会計については、平成24年度の三方診療所の再開以来、収支のバランスも取れ、順調に推移しております。

コロナ禍ではありますが、今後も住民に最も身近な国保診療所としての役割を果たすべく、早期受診患者の確保と各医療機関との連携による適切な医療の提供に努めていただき、病気の重症化を防ぐことなどによって、社会保障費の抑制に努力いただくことを願うものであります。

介護保険特別会計については、当町の介護保険料は県内でも上位であり、今後も保険給付費が増加することが予想されます。地域支援事業により、引き続き、フレイル予防等を積極的に推進し、健康維持、介護状態からの回復などにより、保険給付費の減少を

図り、安定的な事業運営を検討願いたいと思います。

また、基金については、今後の保険料改定の議論に合わせて、保険料の上昇抑制のため、繰入れも検討いただきたいと思います。

簡易水道特別会計については、12地区の広範囲にわたる水道施設を管理しているもので、管理効率の向上と安全で安定した水を供給するため、一体的、効率的な水道施設を目指した水道計画を推進されております。

なお、令和4年4月1日から、簡易水道事業は水道事業に統合し、併せて地方公営企業法に基づく企業会計を適用することとなっておりますが、今後も経営の効率化、健全化を目指した施設統合等の推進と安全で安定した水道水の供給に努力を願うものであります。

次に、農業者労働災害共済事業特別会計は、農業労働者に対する共済制度であり、町全体で437戸が共済に加入されています。

加入者は、前年度と比較し21戸の減少となっておりますが、不測の農作業事故に対処するために、引き続き、制度の周知と農作業事故防止の推進を図り、健全な制度の運営に努めていただきたいと思います。

次に、農業集落排水処理事業特別会計、漁業集落排水処理事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、17か所の施設が稼動しており、住民の健康で文化的な生活を確保する上で欠かすことができない施設であります。

引き続き、各施設の適切な維持管理に努めていただくとともに、施設の統合を含めた効率的な運営を願うものであります。

町営住宅等特別会計では、井崎、上瀬の専用住宅27戸、上瀬共同住宅36室、大鳥羽公営住宅16室が対象となっており、会計収支は458万円が純利益となっております。今後も引き続き、適正な管理と健全な運営を願うものでありますが、使用料の収入未済額が令和2年度と比較し、増えております。滞納が常習化しないように、適宜、納付相談するなど、適切に徴収に努めていただきたいと思います。

土地開発事業特別会計では、天徳寺住宅は全26区画が完売しており、現在分譲中の上瀬住宅団地をはじめ、若王子及びせせらぎ住宅団地は残り区画が僅かとなっております。今後も早期完売に向けたPR活動を積極的に進め、販売促進に一層の努力を願うものであります。

次に、企業会計について申し上げますと、水道事業、工業用水道事業、上中診療所事業とともに、それぞれ公営企業として重要な役割を担っており、住民及び企業の期待に沿った健全な運営が望まれております。

まず、水道事業であります。給水人口は、前年度と比較し、157人の減少となりましたが、年間給水量では、約1万5,000立方メートルの増加となっております。

会計収支から見ると、当年度は、料金収入や一般会計補助金を合わせた収益的収入から、営業費用、営業外費用を合わせた収益的支出を差し引いた2,769万円が純利益となっております。

前年度の純利益198万円と比較し、大幅な増額であります。これは水道料金の料金改定の影響によるところが大きいものであります。

今後も引き続き、定期的な漏水調査の実施や計画的な老朽管の更新工事などを実施し、有効率の向上に努めるとともに、健全経営を進めていただくよう望むものであります。

なお、令和4年4月1日から簡易水道事業が水道事業に統合されましたが、統合のメリットを最大限に生かし、これまで同様に健全な事業運営の継続を願うものであります。

次に、工業用水道事業は、若狭中核工業団地内の企業7社と給水契約を締結し、工業用水を供給しておりますが、契約水量は1日当たり665立方メートルとなっております。

会計収支では、総収益から総費用を差し引いた539万円が純損失となっているものの資金残高は299万円の増加となっております。

今後も受水企業の需要計画に沿い、良質で安定した用水の供給に努めるとともに、河内川ダムの水源利用を念頭に入れた事業運営を望むものであります。

また、今後、給配水設備・機器等の更新が必要になってくると思われませんが、計画性をもって対応いただきたいと思います。

次に、上中診療所事業についてであります。医療費抑制政策や医師や看護師の確保など医療を取り巻く厳しい環境の中、一般病床19床の有床診療所として医療の提供が行われております。

患者数については、入院患者、医科及び介護保険在宅サービスの患者数は減少しているものの歯科は増加の状況にあります。

全体の医業収益としては、前年度に比べ297万円、0.9%の増収となっており、経常収益全体でも、前年度に比べ3,505万円、7.5%の増収となっております。コロナ禍前の令和元年度と比較すると減収となっており、厳しい経営状況が続いております。

保健・福祉・医療の関係各課が連携し、上中診療所の役割について、住民に広く理解を求め、長期的展望に立った経営に一層の努力を望むものであります。

それでは、審査を終えての意見を申し上げます。

それぞれの会計については、住民生活に密接した事業として、「最少の経費で最大の

効果」を念頭に、いずれも正確かつ適正に会計処理がなされていたことを、ここに御報告申し上げます。

ふるさと納税額は、創意工夫による取組の効果により年々増加しており、自主財源確保に貢献しておりますが、今後の超高齢社会・人口減少の進展、コロナ禍や物価高騰等に伴う経済活動の悪化による税収への影響、地方交付税の減額など、歳入の根幹をなす財源が今後ますます減少することが明らかであります。事業の実施に当たっては、複雑・多様化する住民ニーズを的確に捉える必要があります。

特に人口減少対策として策定した、若狭町総合戦略に基づく交流人口及び関係人口の拡大や定住促進を確実なものとするため、各課の事業をより連携させ、民間活力を有効に導入し、先進的な事業の選択や効率的な行政運営に取り組まれることを希望するものであります。

また、学校及び保育所の今後の在り方についても、児童数の減少が年々進み、互いに育つ環境の維持が難しい中、町の考え方を町民に丁寧に伝え、学校の適正規模への再編、保育所の民営化を進めることが重要であると考えます。

一方で、社会保障費の増大や公共施設、水道及び下水道施設をはじめとした環境衛生施設の更新による財政負担の増加が想定されます。既に水道及び下水道使用料は令和3年度から改定され、住民負担は増加しております。

未来を見据え、財政計画を立て、行財政改革プランを着実に実行するとともに、持続可能な行財政運営の下、住民福祉のより一層の向上と町政の発展に向けて邁進していただくことを願うものであります。

最後に、依然として収束が見通せない新型コロナウイルス感染症や異常気象などにより頻発する自然災害、急激な物価高騰等により、日常生活や経済活動に大きな影響が生じておりますが、そのような状況下においても、安全で、かつ安心して生活ができるよう万全な対策を講じられるよう願うものであります。

以上、令和3年度若狭町の一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算審査に関して、本意見書を十分お目通しいただき、各会計決算の認定に対して妥当なる御決定をお願い申し上げますとともに、今後の若狭町の発展と住民の皆様の幸せを願いまして、決算審査に関する私の意見とさせていただきます。

令和4年8月30日

若狭町監査委員 河原 武教

○議長（今井富雄君）

監査委員の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号及び認定第2号の2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております2議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(午前10時 7分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○議長(今井富雄君)

再開します。

～日程第7 議案第48号～

○議長(今井富雄君)

次に、日程第7、議案第48号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗君)

それでは、議案第48号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案につきましては、令和4年10月1日施行の育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に関する措置を講ずるため、この案を提出するものであります。

何とぞ御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(今井富雄君)



提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第48号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案第48号については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第8 議案第49号・日程第9 議案第50号～

○議長(今井富雄君)

次に、日程第8、議案第49号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」及び日程第9、議案第50号「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗君)

それでは、議案第49号及び議案第50号の2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第49号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」であります。本案は、企業立地促進に係る施策において、固定資産税の課税減免対象を見直すため、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第50号「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について」であります。本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴うもののほか、企業立地促進に係る施策において、固定資産税の課税免除対象を見直すため、

条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

以上、2議案につきまして御説明申し上げました。何とぞ御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております2議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第10 議案第51号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第10、議案第51号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第51号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」提案理由の御説明を申し上げます。

辺地対策事業債の発行及び措置のため、公共的施設の総合整備計画を策定する必要があるため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

計画の内容につきましては、若狭町上下水道ビジョンに基づき、常神辺地を含めた水道施設の統廃合計画の一環として、常神地係において、送水管設置工事を実施するものであります。

何とぞ御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第51号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第51号については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第11、議案第52号から日程第21、議案第62号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第11、議案第52号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」から、日程第21、議案第62号「令和4年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」までの11議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第52号から議案第62号までの11議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第52号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億8,350万8,000円を追加し、予算の総額を118億3,924万7,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、一般管理費に1,007万1,000円、公民連携推進事業に5,000万円、公共交通推進事業に408万1,000円、財政調整基金の積立金に4億6,700万円など、合わせて5億3,770万3,000円を計上い

たしました。

民生費では、身体障害者補装具交付修理事業に339万7,000円、令和3年度低所得子育て世帯特別給付金事業の実績額確定による国庫返還金として659万9,000円、各保育所の食材高騰対策などとして244万7,000円など、合わせて1,751万7,000円を計上いたしました。

衛生費では、高齢者予防接種事業に399万8,000円、令和3年度新型コロナワクチン接種事業の実績額確定による国庫返還金として4,790万円など、合わせて5,221万8,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、県単小規模土地改良事業に650万円、土地改良事業費に468万2,000円、農地耕作条件改善事業に2,500万円、治山事業費に330万円など、合わせて4,098万2,000円を計上いたしました。

商工費では、観光振興基金積立金事業に1,722万円、みかた温泉施設燃料高騰対策緊急支援事業に330万円など、合わせて2,342万円を計上いたしました。

土木費では、除雪対策事業に7,925万5,000円、道路維持修繕事業に4,636万6,000円、道路新設改良全般事業に1,000万円、道路改築事業に316万4,000円など、合わせて1億4,123万5,000円を計上いたしました。

教育費では、各小・中学校の食材高騰対策として、給食センター費に672万5,000円、瓜生小学校改修事業に297万円、自然休養村施設管理事業に1億4,702万3,000円、縄文博物館施設管理事業に518万9,000円など、合わせて1億7,043万3,000円を計上いたしました。

歳入では、令和3年度の決算に基づき、繰越金を8億8,442万1,000円増額するのをはじめ、普通交付税の交付決定により、地方交付税が1,639万7,000円の増額のほか、国庫支出金が6,344万4,000円の増額、県支出金が3,435万7,000円の増額、財産収入が5,345万5,000円の増額のほか、町債が8,624万5,000円の減額などとなっております。

次に、議案第53号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,035万円を追加し、予算の総額を17億9,951万1,000円とするものであります。

主な歳出につきましては、令和3年度事業の精算による国などへの返還金620万円のほか、基金積立金に1,415万円を計上させていただいております。

次に、議案第54号「令和4年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9万1,000円を追加し、予

算の総額を2億4,167万7,000円とするものであります。

歳出では、福井県後期高齢者医療広域連合への納付金を計上させていただきました。

次に、議案第55号「令和4年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ572万9,000円を追加し、予算の総額を9,251万3,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立金を計上させていただきました。

次に、議案第56号「令和4年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8,047万7,000円を追加し、予算の総額を20億6,561万1,000円とするものであります。

介護保険事業勘定における歳出では、前年度繰越金などを財源に、基金積立金4,796万5,000円のほか、令和3年度事業の精算による国及び県などへの返還金に2,972万3,000円などを計上させていただきました。

また、介護保険サービス事業勘定における歳出では、前年度繰越金を財源に、基金積立金150万9,000円を計上させていただきました。

次に、議案第57号「令和4年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ422万5,000円を追加し、予算の総額を555万9,000円とするものであります。

歳出では、基金繰入金を財源に、災害補償費419万8,000円などを計上させていただきました。

次に、議案第58号「令和4年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,586万5,000円を追加し、予算の総額を4億6,228万9,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に、基金積立金を計上させていただきました。

次に、議案第59号「令和4年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,779万4,000円を追加し、予算の総額を6億2,374万4,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金及び公共下水道事業費負担金を財源に、基金積立金に2,780万6,000円のほか、公共下水道施設建設費に998万8,000円を計上させていただきました。

次に、議案第60号「令和4年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ457万9,000円を追加し、予算の総額を3,845万3,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に、町営住宅等の修繕費用のほか、外壁点検調査業務委託料などを計上させていただきました。

次に、議案第61号「令和4年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9万円を追加し、予算の総額を1億905万9,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に施設修繕費を計上させていただきました。

次に、議案第62号「令和4年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」であります。収益的支出におきまして、営業費用の受託工事費500万円を計上させていただきました。

以上、11議案につきまして御説明を申し上げます。何とぞ御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の11議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております11議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております11議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

お諮りします。議案審査のため、明日8日31日から9月5日までの6日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、明日8日31日から9月5日までの6日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午前10時31分 散会)